

改正

平成30年3月30日多摩市告示第142号

令和3年3月31日多摩市告示第157号

令和5年9月13日多摩市告示第471号

多摩市認知症総合支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国が策定した認知症施策推進大綱及び介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第6号に基づき、多摩市（以下「市」という。）が実施する認知症総合支援事業（同号に掲げる事業をいう。以下同じ。）について必要な事項を定めるものとする。

(認知症総合支援事業の内容)

第2条 市は、認知症総合支援事業として、次の各号に掲げる事業について、当該各号に定める事項を行う。

(1) 認知症地域支援・ケア向上事業 次に掲げる事項

ア 認知症についての正しい知識の普及及び啓発に関すること。

イ 認知症ケアパスの作成及び普及に関すること。

ウ 認知症である者及びその家族に対する支援に関すること。

エ 認知症の容態に応じた適時かつ適切な医療、介護等の提供に関すること。

オ 認知症である者及びその家族の支援に係る関係機関の連携及び調整に関すること。

(2) 認知症初期集中支援事業 次に掲げる事項

ア 認知症初期集中支援（認知症が疑われる者又は認知症である者及びその家族に対する支援の初期において包括的及び集中的に実施する支援をいう。以下同じ。）として行う次に掲げる事項の実施に関すること。

(ア) 支援チーム（第10条第1項に規定する支援チームをいう。以下この号において同じ。）の役割及び支援内容の説明

(イ) 認知症に関する正しい情報の提供

(ウ) 認知症の重症度に応じた助言、身体を整えるケア及び生活環境の改善

(エ) 専門医療機関の受診及び介護保険サービス利用の勧奨

(オ) 認知症が疑われる者又は認知症である者及びその家族の心理的サポート及びインフォーマルサービス（介護保険法その他の制度に基づかないサービスをいう。）に関する情報提供

イ 関係機関との連携並びに支援チームによる認知症初期集中支援及び認知症の早期発見、早期診断等の支援の推進に関すること。

(3) その他の事業 前2号に掲げるもののほか、認知症である者及びその家族に対する支援について多摩市長（以下「市長」という。）が必要と認める事項

(多摩市認知症地域支援推進員)

第3条 市長は、前条第1号に掲げる事業を円滑かつ効果的に実施するため、同号アからオまでに掲げる事項に係る業務を行う多摩市認知症地域支援推進員（以下「推進員」という。）を一人以上置くものとする。

2 推進員は、認知症に係る医療又は介護における専門的知識及び経験を有する保健師、看護師、社会福祉士又は介護支援専門員その他当該知識及び経験を有する者として市長が認める者のうちから選任するものとする。

(普及及び啓発)

第4条 市長は、第2条第1号アに掲げる事項として、認知症についての正しい知識を普及する啓発活動の実施、認知症サポーターの養成等を行うものとする。

(認知症ケアパスの作成及び普及)

第5条 市長は、認知症である者及びその家族の早期の理解に資するように、認知症である者が受けるべき医療サービス又は介護サービスについて標準的に表した認知症ケアパスを作成し、その普及に努めるものとする。

(認知症である者及びその家族に対する支援)

第6条 市長は、認知症である者及びその家族に対して、相談支援を行うとともに、介護の負担軽減等の支援策を講じるものとする。

(医療、介護等の提供に関する支援)

第7条 市長は、認知症の容態に応じた適時かつ適切な医療、介護等の提供に関し、相談支援を行うとともに、支援体制の構築を図るものとする。

(関係機関の連携及び調整)

第8条 市長は、多摩市地域包括支援センター、多摩市認知症初期集中支援チーム、介護保険事業を行う事業所、東京都認知症疾患医療センターその他の医療機関、東京都多摩若年性認知症総合支援センター、家族会その他の認知症である者及びその家族の支援に係る関係機関と緊密な連携及び調整を図り、効率的かつ円滑な認知症地域支援・ケア向上事業の実施に努めるものとする。

(認知症初期集中支援事業の対象者)

第9条 認知症初期集中支援事業の対象となる者は、多摩市内に在住し、在宅で生活している40歳以上の認知症が疑われる者又は認知症である者で、次の各号のいずれかに該当するもの及びその家族とする。

(1) 医療サービス又は介護サービスを受けていない者又は中断している者

(2) 認知症の行動・心理症状が顕著なため、安定した支援に苦慮している者

(多摩市認知症初期集中支援チーム)

第10条 市長は、多摩市認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）を置き、第2条第2号ア及びイに掲げる事項に係る業務を行わせるものとする。

2 支援チームは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者をもって構成する。

(1) 専門職 次のア及びイのいずれにも該当する者二人以上

ア 保健師、看護師、准看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士その他認知症に係る医療及び介護について専門的な知識又は経験を有すると市長が認めるもの

イ 認知症ケア又は在宅ケアの実務、相談業務等に3年以上携わった経験を有する者

(2) 専門医 次のア又はイに該当する者のうち、認知症の確定診断を行うことのできる認知症サポート医であるものの一人

ア 日本老年精神学会若しくは日本認知症学会の定める専門医

イ 認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師

(守秘義務)

第11条 推進員、支援チームの構成員その他の認知症総合支援事業に従事する者は、業務で知り得た秘密事項及び個人情報等を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委託)

第12条 市長は、認知症総合支援事業の実施について、必要と認めるときは、事業を適切に遂行することができると思われる法人その他の団体に委託することができる。

(多摩市認知症施策推進協議会)

第13条 認知症総合支援事業の実施に係る方針及び実施状況の検証については、多摩市認知症施策推進協議会設置要綱（令和5年多摩市告示第360号）第1条の規定により設置する多摩市認知症施策推進協議会において協議するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年多摩市告示第142号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年多摩市告示第157号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年多摩市告示第471号）

この要綱は、公示の日から施行する。